

Kolkhoz Farmers and Soviet Power System in the
Late 1930's Editorial Office of "Farmers News"
as a Mediator between Farmers and Local Powers

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-09-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 日臺, 健雄 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/446

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



1930年代後期ソヴェトにおける農民と権力

— 媒介者としての『農民新聞』編集部 —

Kolkhoz Farmers and Soviet Power System in the Late 1930's

Editorial Office of "Farmers News" as a Mediator between Farmers and Local Powers

日 臺 健 雄

HIDAI, Takeo

はじめに

ソヴェト連邦において1920年代末に開始された農業集団化は、「上からの革命」ともいわれる程に大規模かつ根底的な変動を社会にもたらした。この社会変動を経て、30年代に入ると「国家権力の最大限の強化」がソヴェト政権によって追求された（浜内, 1996, p. 40）。そして、農業集団化が本格化するにつれて、ソヴェト連邦の多くの農村は混乱や危機に見舞われ、広範囲にわたり深刻な飢饉が発生した。

上記期間に引き続く時期、すなわち本稿が検討対象とする1930年代後期においては、概観すると、主に以下の動きが農村でみられた。すなわち、1935年には国家がコルホーズの土地利用権を永久に認める内容を含む新たな農業アルテリ模範定款が制定され（2月）、新定款の登録作業と並行して土地の永久利用権確認証書（＝国家証書）が交付された。1936年には、新憲法（いわゆる「スターリン憲法」）が制定された。1937年には記録的な豊作となり、「スターリン時代中最良の経済状態」と呼

ばれる程であったが、政治・社会面では、1937年から38年にかけて、大テロルと称される粛清が広範におこなわれた。1939年には、コルホーズ農民に対して義務的な作業日ミニマムが制定された。

上記の、国家権力の側が農民に対して、新たな農業アルテリ模範定款を策定し、それと並行してコルホーズ単位で土地を永久に利用する権利が存在することを確認する証書（国家証書）を交付するという措置は、土地に執着する農民に対する国家権力の側の「譲歩」といえる。しかし、国家権力の側はその後、大テロルおよび義務的作業日ミニマムの制定など、農民に対する「攻勢」に出た。つまり、1920年代末の集団化から1930年代後期に至る期間は、一般的には、大テロルにみられるように、スターリンの独裁体制による大衆への抑圧が一方的に激化するという認識をもってとらえられがちであるが、実際には、この抑圧の激化という過程は、その中途に、国家権力の農民に対する「譲歩」を経るなど、直線的に進行したわけではないといえるのである。そして、この直線的ではない歴史過程につい

キーワード：ソ連、コルホーズ農民、1930年代後期、ウラル
Key words : Soviet Union, kolkhoz farmer, late 1930's, Ural region

て考察を進めることは、スターリン体制、ひいてはソヴェト史全体をみていく上で、重要な意義をもつ作業といえよう。

本稿で考察の対象となる地域は、ソヴェト連邦中部のウラル地域、特にスヴェルドロフスク州（および隣接するベルミ州）であり、同地域の農民から『農民新聞』編集部宛に発出された投書とそれに対する権力側の対応に関する史料が利用される。なお、それらの史料は、ロシア国立経済文書館（Российский государственный архив экономики）のフォンド第396番「『農民新聞』編集部（1923-1939年）」に所蔵されている¹⁾。

ここでソ連邦全域に研究対象を拡散させず、特定の地域に対象を限定とするアプローチを採用した理由は、以下のとおりである。すなわち、前者のアプローチを採用した場合には、地域的なバイアスを避けるために連邦の各地域に関する膨大な史料を取り扱わなければならないという、量的な面での困難が生じる。他方、後者のアプローチを採用した場合には、一つの地域に視座を固定することで時系列的な変化を捉えやすくなるという利点をもたらされる。以上の事由から、特定の地域に対象を限定するアプローチを採用した。

但し、特定の地域を対象とするアプローチには、地域的なバイアスを受けるというデメリットがある。このデメリットを最小化するためには、対象を、全体の特徴を代表する地域、ないし平均的縮図に近い地域にする必要がある。この点において、ウラル地域は、他の諸地域と比較して優位にあるものと考えられる。すなわち、地理的にみると、ヨーロッパとアジア（シベリア）の境界に位置するという点で、「ユーラシア国家」としてのソヴェト連邦を代表している。また、スヴェルドロ

フスク州についてみると、集団化の進行や1コルホーズ当たりの農戸数や播種面積の点で、ソ連邦全体の平均値をやや上回っているものの、特異な値を示してはいない²⁾。さらに、同地域は農業を主産業としつつ、第1次五カ年計画（29-32年）、第2次五カ年計画（33-37年）、第2次大戦期のドイツ軍占領地域からの工業施設の疎開を通じて急速に工業化が進行したという点でも、農村と都市、農業と工業との関係をみていく上で、ソヴェト連邦の一つの縮図としての性格を備えているものと考えられる³⁾。

なお、ソヴェト連邦の崩壊後、今日に至るまでの間に史料の公開は大幅に進んだ。それに伴い30年代後期のソヴェト史研究をめぐる状況には変化が生じ、先行研究の蓄積も進んできている。以下では、それら先行研究について、本稿の主題である農民と権力の関係に焦点を当てつつ、みていくことにする。

1. 先行研究の検討と課題の設定

先行研究の検討にあたって準拠されるのは、浅岡善治による論考（「権力と人民との『対話』—初期ソヴィエト政権下における民衆の投書—」（松井康浩編著『20世紀ロシア史と日露関係の展望 議論と研究の最前線』九州大学出版会、2010年、所収）である。同論文は、本稿と対象時期ならびに地域範囲が異なる（浅岡論文の対象時期は1920年代半ばであり、対象地域はソヴェト連邦全体にわたる）ものの、問題意識と利用史料（『農民新聞』編集部宛の投書）が重なり、さらに先行研究のサーヴェイも周到におこなわれていることから、以下、浅岡論文による整理を援用して、先行研究を検討していくこととする（なお、『農民新聞』編集部宛の投書については、ソ連解体

後、それらの投書の重要性にいち早く着目したフィッツパトリックによる先行研究が存在する（Fitzpatrick, S., *Stalin's Peasants*, Oxford, 1994.）が投書群の部分的な内容紹介にとどまっていることから、ここでは検討を加えないことにする。

まず、ソコロフによる「社会史」アプローチに基づく投書（手紙）文化論をみていく。ソコロフは『人民の声』、『社会と権力 1930年代』という史料集の編集責任者であり、多数の投書を整理していく中で、投書（手紙）によって民衆が権力へ直接働きかけるという慣行について20世紀ロシアを特徴付ける現象の一つと位置づけ、投書が、民衆による意思表示経路が限定される中で、広範な社会的基分の表出手段として機能したとする。その上で、背景として、中世以来の「賢明で公正な」最高権力に対する民衆の（集団幻想的な）信頼が作用しており、識字率の向上や教育の普及もあいまって、多数の投書が中央権力に向けられた点を指摘する。その上でソコロフは、民衆が出版媒体と権力当局を同一視していたとする。

他方、ソコロフと対照的な議論として、クズネツォフによるものが挙げられる。すなわち、投書の文面の中で現実や主観的体験を形作る要素として「心性」менталитетが指摘されるが、ロシア農民の心性についてしばしば言及される「全体主義性」や「奴隷根性」はソヴェト期の投書する農民とは無縁であり、彼らは同時代の社会的・政治的議論に参加する志向を持ち、その大衆的な願望の表現、意識的な解放として、クズネツォフは投書を位置づける。

また、『権力と社会：手紙における対話』を著したリフシンとオルロフは、投書などの形

態による権力への直接的な働きかけは、民衆にとっての政治参加の一形態（ないし代用物）であり、権力の側も、投書を通じて社会の気分をモニタリングし、「下から」の警告を把握し対処することが可能になるとした。さらに、このような「対話」は、対等な関係においてなされたものではなく、「無権利の虐げられた請願者」と「強大で寛大なパトロン」とのやり取りであり、中世以来の嘆願・誓願の伝統の系譜に連なるものとされた。そして、投書のテキスト分析によって、民衆の社会心理・社会意識が著しく多様であり、断裂性、混合性、相互背反性をも備えていたとみなし、権力「幻想」が持続・更新され、体制側からの操作の対象となったとする。

以上の先行研究は、ソコロフのように民衆の投書行動をロシア的「伝統」の中で位置づけ、民衆の権力に対する「幻想」を強調する立場と、クズネツォフのように民衆の主體的意見表出という側面を重視して新たな時代の社会意識と市民性の萌芽を見いだす立場に二分され、リフシンとオルロフの立場はその中間（ないしややオルロフ寄り）に位置づけられる。

これらロシアにおける先行研究を踏まえ、浅岡は以下のように指摘する。すなわち、分析対象となった「膨大な投書群は、内容において極めて多様かつ複合的であり、逆に、その部分を切り取れば、およそ何でも語り得てしまうような「軟質」の性格の史料である。また、その残存度の偶然性（あるいは恣意性）が確定できないために、単純な統計的手法で一般化を図ることも難しい」⁴⁾。そして、このような史料の性格に加えて、文書館史料という史料形態に強くこだわるロシアの研究者の傾向を指摘した上で、浅岡は、ロシアの研

究者による政策的側面の軽視を強調し、政策史的観点や政策理念史的観点を加味する必要性を説く。

本稿では、上記のロシアの研究者による社会的な観点ならびに浅岡による政策史的な観点を踏まえつつ、以下の観点から投書群を検討していくこととする。すなわち、農民から『農民新聞』編集部（党中央委員会に直属）に宛てられた投書の内容を受けて、同編集部が他の中央権力機関や地方権力機関に具体的な対策や不正の解消などを働きかける事例に注目した上で、農民と中央権力との関係に加えて中央権力機関内部の関係や中央権力と地方権力との間の関係を検討し、それらの関係を媒介する存在として『農民新聞』編集部が果たした機能を考察する、というものである。これが本稿の課題となる。その際、35年に策定された農業アルテリ模範定款が効力を持つ中で、定款への違反事例が顕在化する経路として投書が機能した事例を中心に検討していく。

2. 投書の果たした機能とその内容

農民から『農民新聞』編集部に宛てた投書の内容は、多岐にわたった。その中には、中央が定めた政策のコルホーズにおける具体的な実施のあり方に関する質問や疑問から、地方権力による不正や怠慢の告発まで含まれる。ここでは、それらの投書のうち、1935年に策定された農業アルテリ定款の実施に関するものを取り上げて検討する。

まず、農業アルテリ定款とは、協同組合組織であるコルホーズの組織としてのあり方を定めるものであり、法的効力を有していた。その策定過程をみると、1935年2月に開催された第2回コルホーズ突撃員大会において採

択された後、同年7月に「農業アルテリに対する土地の無期限（永久）利用権確認証書の交付について」の法制化を経て、コルホーズ毎に模範定款をもとにして数値等を具体化した定款の草案が作成され、各コルホーズのコルホーズ員総会において審議・採択され、採択された定款は国家登録された。定款の内容は、住宅付属地の面積など個々のコルホーズの条件を考慮して具体化された部分を除いて、原則として「模範」として示された定款の文面がほぼそのまま適用された⁵⁾。

模範定款において、個別の違反ならびに罰則は以下の通り規定されている。すなわち、「コルホーズおよび国家の社会的財産の窃取、アルテリの財物および家畜ならびに機械・トラクター・ステーションの機械類に対する妨害をした場合など」について、「コルホーズ制度の基礎を破壊するような犯罪行為」とした上で、「労農国家の厳格な法に則って処罰するために、アルテリによって裁判に付される」とされた（第18条）。この条項への違反に対する処罰は裁判の対象になり、コルホーズ外部の機関の手に委ねられることから、他の違反と比較して「高次」⁶⁾の違反と位置づけることができる。

一方、「共有財産に対する不経済ないし不注意な態度、正当な理由のない欠勤、不良な作業ならびにその他の労働規律および定款に対する違反」（第17条）については、コルホーズの理事会が下記の罰則を科すこととされた。すなわち、作業のやり直し（作業日には加算せず）、警告、戒告、総会における譴責、掲示板への記載、5作業日以内の科料、下級作業への配置換、一時的な就業禁止など。また、上記に挙げた「アルテリの講じたすべての教化および処罰の方策が効果をもたなかった場

合、矯正不能のアルテリ員に対して、理事会はアルテリ除名の問題を総会に提起する」(第17条)とした上で、「アルテリからの除名は、アルテリ員総数の3分の2以上の出席したアルテリ員総会の決議によってのみ行うことができる」(第8条)とされた。これらの違反行為に対する処罰については、コルホーズ外部の機関が関与することがないことから、第18条への違反と比較して「低次」の違反と位置づけることができる。

このように、農業アルテリ模範定款が定める定款違反に対する罰則は、高次の違反行為については裁判の場に移される一方で、低次の違反行為についてはコルホーズ内で理事会が中心となって対処するものとされた。つまり、定款への違反行為の検知、告発、審理、懲罰の決定、懲罰の実施という一連の処理過程において、高次の違反の場合は、刑事事件として検察、裁判所などコルホーズ外の司法機関が主体的に関与することになる。そのため、高次の違反行為については、処理過程がコルホーズ内部で完結せずに外部機関が関与するため、低次のものと比較して相対的に顕在化しやすいといえる。逆にいえば、低次の違反行為については、相対的に顕在化しにくいことになる。

定款に対する低次の違反行為については、これまで述べてきたように、コルホーズの内部で一連の処理過程が完結する。そのため、コルホーズが組織的に違反行為を許容ないし実施している場合、そもそも定款自体が機能しないことになる。また、コルホーズの幹部には、自らの管理能力、すなわち定款への違反が存在しないことを外部に対して示すという動機が作用する。そのため、この動機が定款を遵守するという規範的な動機を上回った

場合には、外部に可視化される「違反」行為を隠蔽ないし極小化しようとするインセンティブが作用する。つまり、定款遵守の実態について、コルホーズ幹部による上部機関への報告にバイアスがかかる蓋然性が高かったといえる。

その結果、定款違反が顕在化する経路は、コルホーズの外部機関、具体的には州ないし地区の執行委員会や党組織による巡回指導や監査が主たるものとなる。たとえば、定款違反に対する権力の側の統制が強化された39年⁷⁾には、29の検査項目を列挙した一覧表⁸⁾(その中には、共同地から付属地へ切り取った面積や、規定を上回る家畜の頭数などの項目が含まれる)をもとに、州執行委員会に所属する指導員が巡回して違反の実態を記録する動きがみられた。しかし、このようにして州執行委員会などの機関が認知し、記録した定款違反の事例⁹⁾は、上記の理由から、潜在的に生じていた(であろう)違反行為のうち、巡回指導や監査を通じて顕在化したものに限り、それらはあくまでも膨大な違反事例の中の氷山の一角にすぎない可能性が高いのである。

ここにおいて、これらの外部機関による巡回指導や監査によって顕在化しなかった違反事例がいかなるものであったのか、その一端を示すものとして、投書という経路によるものが指摘できる。すなわち、定款への違反行為(ないし違反の可能性のある行為)を認識したコルホーズ員による外部機関への投書が、定款違反を外部に顕在化させる機能をもっていたのである。以下においては、この投書によって定款違反が顕在化した具体例を検討していくこととする。

スヴェルドロフスク州マンチャシュスク地

区セメチャンスク村の Колホーズ「マリィ」に属する Колホーズ員イヴァノフは、1939年1月26日付で、『農民新聞』編集部宛てた投書において、赤旗褒賞を受けた人物が Колホーズから恣意的に除名されるなど、 Колホーズ幹部による定款違反などの不正を告発している（РГАЭ, ф.396, оп.11, д.51, л.130.）。この投書を受けて『農民新聞』編集部は、全連邦共産党（ボリシェヴィキ）（=以下「党」と略記）の同地区委員会書記宛てて、上記の事実を調査の上、対応を編集部へ通知するよう依頼する書簡を同年2月5日付で送付している（РГАЭ, ф.396, оп.11, д.51, л.129.）。しかしこれに対して党の同地区委員会書記から返答がなかったため、再度、事実調査と対応の通知を促す書簡を党の同地区委員会宛に同年2月22日付で送付している（РГАЭ, ф.396, оп.11, д.51, л.128.）。

この事例からみてとれることは、以下の点である。すなわち、(イ) 定款違反などの Колホーズ幹部の不正を告発する経路として、『農民新聞』編集部宛の投書が機能している、(ロ) 投書を受けて、『農民新聞』編集部が関係機関に事実調査および対応を促すよう働きかけている、(ハ) 地方権力（この場合は党地区委員会）による事実調査ならびに対応の報告が迅速ではない、以上の3点である。

ここでは、地方権力の側の怠慢に対し、中央権力（『農民新聞』編集部）が督促をおこない、農民の訴えに対する迅速な対応を促しているが、そこで示されているのは、中央と地方との間の権力機関の関係である。つまり、 Колホーズ内部の不正に対する対応の遅れという地方権力機関の職務遂行能力の限界が示される中で、中央権力機関がその是正を図るべく積極的に働きかけていったのである。こ

こでは、地方権力機関に期待されていた機能、すなわち Колホーズの管理という機能が十全には発揮されていない中で、 Колホーズの実態に関する情報が、 Колホーズ農民→『農民新聞』編集部→地方権力機関という流れに沿って伝達されていた。つまり、 Колホーズ農民と中央権力機関との間にあって、本来であれば Колホーズ農民と中央権力機関との間の媒介者となるべき地方権力機関が、職務遂行能力の面からも機能不全に陥っており、むしろ『農民新聞』編集部が農民と地方権力機関との間で媒介者として機能していたのである。そして、この媒介機能は、単なる情報伝達にとどまらず、対策の督促といった積極的なものとして発現していた。

また、投書の中には、上記のような政治的なものだけではなく、農民の素朴な疑問を内容とするものもあった。たとえば、1938年5月11日付でスヴェルドロフスク州シヴィンスク地区の Колホーズ「13年目の10月」の会計係ポドリスカヤ宛の投書では、自分では Колホーズ員からの質問に対して正確に答えられないため、以下の質問に答えてほしいとして、「稲妻や雷とはいったいどういうものか、またどこから発生するのか」などの事項を挙げている（РГАЭ, ф.396, оп.10, д.125, л.14.）。ここでは、素朴な疑問に対し、正確な回答を与えてくれる（であろう）存在として、『農民新聞』編集部が農民の側から想定されていたことがうかがわれる。

上記の他にも、数多くの農民からの投書、それら投書に対する編集部からの返信、および投書を受けて当該機関宛に編集部が送付した書簡が、同フォンド（РГАЭ, ф.396）に収められている。農民による告発の投書の事例を挙げれば、 Колホーズの議長の怠慢を告発

する投書（スヴェルドロフスク州クラビツク地区コルホーズ「パルチザン」発、1938年8月27日付受領）（РГАЭ, ф.396, оп.10, д.123, л.49-50.）、МТС（機械トラクター・ステーション）の怠慢を告発する投書（ベルミ州チェルノフスク地区のコルホーズ員発、1938年8月27日付受領）（РГАЭ, ф.396, оп.10, д.124, л.16-16 об.）などがある。また、投書に対する編集部からの回答の事例を挙げれば、コルホーズを去った者の住宅と付属地の取り扱いに関する質問（38年9月5日付スヴェルドロフスク州ベルムスコ＝イリインスク地区のコルホーズ員発）への回答（РГАЭ, ф.396, оп.10, д.123, л.58.）、コルホーズ員の賃労働への課税等に関する質問（スヴェルドロフスク州チェルディンスク地区のコルホーズ員パトルシェフ同志からの投書）への回答（38年4月10日付）（РГАЭ, ф.396, оп.10, д.123, л.216.）などがある。また、農民から定款違反を告発する投書を受領し、それを受けて当該地区の党機関ないし行政機関に対応を編集部が求めたものとして、ベルミ州スホロジュスク地区コルホーズ「統一」からの投書（38年8月19日付で受領）とそれを地区検察へ転送した事例（РГАЭ, ф.396, оп.10, д.124, л.161-162.）や、ベルミ州フォキンスク地区コルホーズ「カール・マルクス」からの投書（38年6月11日付）とそれを地区検察へ転送した事例（РГАЭ, ф.396, оп.10, д.124, л.182-184.）などがある。なお、これらの事例に関する詳細な検討は、別稿を期すことにしたい。

3. 結語

1930年代後期のソヴェト農村においては、35年に策定された農業アルテリ模範定款とその各コルホーズでの採択と並行して、コル

ホーズの土地利用を永久に国家が保証することで、農業集団化によって土地を「喪失」という感情を広範に共有していた農民に対して、いわば国家権力の側による「譲歩」がおこなわれた。しかし、この新たな定款が実際に効力を持つ過程において、膨大な違反事例が発生した。それらの違反事例は、州執行委員会などの地方権力機関による巡回指導や監査によって顕在化する経路をたどることが多かった。一方で、コルホーズ農民が『農民新聞』宛に投書をおこなう中で顕在化するという経路も存在した。この経路によって顕在化した違反事例に対して、『農民新聞』編集部は、当該地域の地方権力機関に調査や対応を積極的に働きかけていった。ここにおいて、コルホーズ農民に物理的に近接している地方権力機関が、コルホーズ内部での不正行為などを十全には検知できておらず、党中央委員会の直属組織である『農民新聞』編集部からの連絡を受けてはじめて不正行為の存在を認識するという構図をみてとれる。そして、ここにおいて、コルホーズの現場で生じている諸問題に関するいわばミクロの情報を、地方の当局者に伝達した上で対策を促すという、「媒介者」としての『農民新聞』編集部の姿をみてとることができる。

そこでは、中央集権が強化されていた（はずの）スターリン体制の下で、「農民→地方権力→中央権力」という垂直統合された情報伝達の経路ではなく、「農民→中央権力→地方権力」という、いわばバイパス的な情報伝達の経路が機能していたことを指摘できる。さらに、農民の側はこの経路を、日常生活における素朴な疑問への回答を求める手段としても利用していたのであり、そこでは、まがりなりにも権力と農民との間の「対話」が存在し

ていたことが示唆されるのである。

史料および文献一覧

<史料>

ГАСО (Государственный архив Свердловской области : スヴェルドロフスク州国家アルヒーフ) 所蔵史料。

РГАЭ (Российский государственный архив экономики : ロシア国立経済文書館) 所蔵史料。

«Решения партии и правительства по хозяйственным вопросам (1917-1967 гг.)», Том 2, Москва, 1967. (党・政府決定集)

<二次文献>

Данилов, В. П., Маннинг, Р., Виола, Л., Трагедия советской деревни: Коллективизация и раскулачивание: документы и материалы. 1927-1939, Том4 (1934-1936), Москва, 2002.

Корнилов, Г., Изменение занятости крестьянства в 1930-е годы, «Проблемы экономической истории Урала», Екатеринбург, 2006.

Лившиц, А., Орлов, И., Хлевнюк, О., Письма во власть 1928-1939, Москва, 2002.

Лившиц, А., Орлов, И., Советская повседневность и массовое сознание 1939-1945, Москва, 2003.

Филатов, В., «Сельскохозяйственное производство на Урале в конце 1920-х – начале 1940-х гг.», Магнитгорск, 2006.

Филатов, В., «Уральское село, 1927-1941 гг.: продуктовые и денежные повинности», Магнитгорск, 2007.

Fitzpatrick, S., *Stalin's Peasants*, Oxford, 1994.

コルニーロフ、ゲンナジー（鈴木健夫訳）「20世紀前半のウラル地方における農業の変容」（奥田央編著『20世紀ロシア農民史』社会評論社、2006年、所収）。

浅岡善治「権力と人民との『対話』—初期ソヴィエト政権下における民衆の投書—」（松井康浩編著『20世紀ロシア史と日露関係の展望 議論と研究の最前線』九州大学出版会、2010年、所収）。

奥田央「1930年代におけるコルホーズ農村の土地利用について」『ソヴィエト政治秩序の形成過程』岩波書店、1984年。

奥田央『ヴォルガの革命』東京大学出版会、1996年。

溪内謙「ソヴィエト史における「伝統」と「近代」」『思想』1996年4月号、岩波書店、1996年。

富田武『スターリニズムの統治構造』岩波書店、1996年。

日臺健雄「1930年代後期ソヴェト農村におけるアルテリ模範定款の浸透過程：ウラルにおける国家証書の交付と土地整理」『比較経済研究』第49巻第2号、2012年。

日臺健雄「1930年代後期ソ連のコルホーズにおける農業アルテリ定款違反一耕作における雇用労働力の利用を中心に—」（野部公一・崔在東編著『20世紀ロシアの農民世界』日本経済評論社、2012年、所収）。

松井憲明「旧ソ連のコルホーズと農家付属地」『経済学研究』（北海道大学）第48巻第3号、1999年。

注)

- 1) 2011年12月から2012年2月にかけて、上記文書館（在モスクワ）において史料収集をおこなった。
- 2) 日臺健雄「1930年代後期ソヴェト農村におけるアルテリ模範定款の浸透過程：ウラルにおける国家証書の交付と土地整理」、『比較経済研究』第49巻第2号、2012年、の「はじめに」を参照。
- 3) 但し、スヴェルドロフスク州がソ連邦全体の正確な縮図であってその分析結果がソ連邦全体に普遍化できると主張しているわけではない。あくまでも、極端に偏った傾向を示す可能性が相対的に少ないと思われるという意味で他の地域に対して優位に立っていると主張するにすぎない。
- 4) 浅岡善治「権力と人民との『対話』—初期ソヴィエト政権下における民衆の投書—」（松井康浩編著『20世紀ロシア史と日露関係の展望 議論と研究の最前線』九州大学出版会、2010年、所収）、66頁。
- 5) このように、各コルホーズで採択された定款の

内容は模範定款と具体的数値以外はほぼ同一のものであるため、農業アルテリ定款をめぐる状況を考察するにあたり、(住宅付属地など個別の具体的数字に関連する場合以外は) 模範定款そのものを基準に議論を進めて差し支えないといえる。

- 6) 「高次」「低次」は筆者による区分であり、定款それ自体においては、この区分は用いられていない。
- 7) スヴェルドロフスク州執行委幹部会・党州委ビューローは、1939年1月29日付で「コルホーズにおける農業アルテリ違反の根絶について」の合同決定を行っている (ГАСО, ф88, оп1, д4791, л.17.)。
- 8) これらのうち、9項目には複数の小項目が設けられている (ГАСО, ф88, оп1, д4791, л.28.)。
- 9) なお、この経路によって顕在化した定款違反のうち、特に注目すべきものとして、コルホーズによる耕作における雇用労働力の利用が指摘できる。この点については、日臺健雄「1930年代後期ソ連のコルホーズにおける農業アルテリ定款違反—耕作における雇用労働力の利用を中心に—」(野部公一・崔在東編著『20世紀ロシアの農民世界』日本経済評論社、2012年、所収)を参照されたい。